

1 活動制限令（MCO，マレー語略称：PKP），活動制限令第2段階（MCO2，同：PKP2），強化された活動制限令（EMCO，同：PKPD）とは何ですか。

	MCO	MCO2	EMCO
実施対象	全土	全土	特定の地域のみ
実施期間	2020年3月18日から3月31日まで	2020年4月1日から同月14日まで	EMCOが宣言されてから2週間
活動制限	必要に基づいた制限	時間とセクターに基づいた活動制限	いかなる活動も認められない
必要不可欠なサービス	22の必要不可欠なサービス	10の必要不可欠なセクター（当館注：当局からは改訂されていませんが、問2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われる。）	いくつかの例外を除き、全ての営業所は閉鎖

2 MCO2期間中、どのセクターの活動が許可されますか。

MCO2の期間中、以下の必要不可欠な15のセクターの活動が許可されます：

- 1 食品（Food）
- 2 水（Water）
- 3 エネルギー（Energy）
- 4 コミュニケーションとインターネット（Communication and the internet）
- 5 治安と防衛（Security and defense）
- 6 固形廃棄物と公共の浄化管理及び下水道（Solid waste management, public cleansing management and sewerage）
- 7 栄養補助食品を含むヘルスケアと医療（Health and medical including dietary supplement）
- 8 銀行・金融（Banking and finance）
- 9 電子商取引（E-commerce）
- 10 陸・海・空における輸送（Transportation by land, water or air）
- 11 港湾、ドック、空港のサービスおよび事業（積み込み、積み下ろし、貨物の取り扱い、伐採、商品の保管または保管を含む）（Port, dock and airport services and undertakings, including stevedoring, lighterage, cargo handling, and pilotage, and storing or bulking of commodities）
- 12 燃料および潤滑油の生産、精製、貯蔵、供給、流通（Production, refining, storage, supply and distribution of fuel and lubricants）
- 13 ホテルと宿泊施設（Hotels and accommodations）
- 14 公衆衛生または安全にとって重要または重要であると大臣が決定したサービスまたは作業（Any services or works determined by the Minister as important or critical to public health or safety）
- 15 必要不可欠なサービスの提供に関連した流通（Logistics confined to the provision of essential services）

3 放送、メディア、郵便、消防、刑務所、入国管理、税関など、MCOでは必要不可欠とされていたサービスが、MCO2で設定された15の必要不可欠なサービスには含まれていません。同じことがガソリンスタンドサービスにも当てはまります。MCO2期間中、これらのサービスを行うことは許可されないということでしょうか？

リストアップされているすべての必要不可欠なサービスは引き続き営業できますが、営業時間が短縮されます。なお、(MCO では含まれていたものの) MCO2 で含まれていない一部のサービスは新しいセクターに再整理されており、放送、メディア及び郵便は「コミュニケーション」に、消防、刑務所、入国管理、税関は「治安と防衛」に、ガソリンスタンドサービスは「エネルギー」のセクターに属しています。(当館注：MCO で掲げられたものは「Wildlife」を除き、MCO2 でも掲げられています。「Wildlife」の取扱いの確認でき次第お知らせします。)

4 10の必要不可欠なセクター（当館注：当局からは改訂されていませんが、問2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）で許可される活動と制限は何ですか。

後述の資料をご覧ください。

5 活動制限令第2段階（MCO2）の実施の考え方を教えてください。

- a. 活動制限は規定された時間とセクターに基づいて実施されます。
- b. 強化された活動制限令（EMCO）は、（新型コロナウイルス感染症の）拡大が突然生じた際に、保健省の助言に基づき、レッドゾーン内の特定の地域または場所で実施されます。

6 ゾーンの定義は何ですか。

保健省によるゾーンの定義は以下のとおりです。

- a. グリーンゾーン：陽性反応の症例が出ていない地域
- b. イエローゾーン：1から20の陽性反応の症例が出た地域
- c. オレンジゾーン：21から40の陽性反応の症例が出た地域
- d. レッドゾーン：40以上の陽性反応の症例が出た地域

7 MCO（第1段階）の期間中に既に承認を得た企業であり、かつMCO2で規定された10の必要不可欠なセクター（当館注：当局からは改訂されていませんが、問2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）のカテゴリーに含まれる企業は、MCO2期間中に再度活動許可を得る必要がありますか。

必要ありません。MCO（第1段階）時に既に承認を得た企業で、かつMCO2で規定された10の必要不可欠なセクター（当館注：当局からは改訂されていませんが、問2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）に分類される企業に対して、MCO（第1段階）時に与えられた全ての承認は、MCO2期間中にもそのまま適用されます。書面上の許可が、MCO2の期間に従っていることを確認してください。(当館注：国際貿易産業省が実施している製造業分野での例外措置については、同省が3月25日に発行したMedia Releaseにおいて「4月14日まで稼働許可は自動延長」また、3月31日に同省のFacebookにおいて「企業に発行した操業承認は4月14日までのMCO期間中有効」と発表しているため書面上の延長処理は不要と考えられますが、別途発表があり次第お知らせします。)

注：いかなる変更もその都度お伝えします。

(以下、4月4日付改訂)

1 食事を販売する企業はドライブスルーを通じて営業をすることができますか？

食事を販売する全ての企業は、午前8時から午後8時までのドライブスルー、テイクアウト、または配達を通じてのみ業務を行うことができます。

2 MCO2 期間中に、工場や製造業に設置された食堂は営業できますか？

MCO2 で定められた必要不可欠なサービスに含まれる工場や製造業の職場に設置された食堂は、マレーシア保健省によって概説されている社会的距離と衛生手順に関する条件を実践すれば運営することが許可されています。

注：いかなる変更もその都度お伝えします

【パワーポイント資料】

（表紙）

活動制限令第二段階期間中の活動の実行
2020年4月1日から4月14日まで

（2ページ目）

活動制限令第二段階で必要不可欠なサービス（essential services）（当館注：当局からは改訂されていませんが、本文の間2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）

左上から順に、

- ・食べ物
- ・廃棄物・排水管理
- ・電子商取引（E-commerce）
- ・治安と防衛
- ・運搬（ロジスティクス）
- ・水
- ・コミュニケーション
- ・エネルギー
- ・ヘルスケア
- ・銀行及び金融

*活動制限令第一段階での「必要不可欠なサービス」は22あったが、第二段階では10の重要な部門（セクター）に減らした。
（当館注：「Wildlife」を除き、活動制限令第一段階から変更はありません。本文問3参照）

(3ページ目)

生活必需品と食品に関する営業管理手順

事項	措置内容			
	日用品店	レストラン	バイク配達	電子商取引 (E-commerce)
営業時間	朝8時から夜8時まで	朝8時から夜8時まで	朝8時から夜8時まで	24 時間
営業手順	1. 1メートルの社会的距離を守ること。 2. 毎回、訪問者の数を合理的な人数に制限すること。 3. 入口と出口をそれぞれ1つに決めること。 4. 全ての購入者に対し、入店時間を制限すること。：小店舗（コンビニ等）は15分、スーパーマーケットは30分のみ。 5. セキュリティー管理は店舗所有者が行うこと。	1. イートイン及びドライブスルーは禁止。 2. デリバリーのみ許可される。 （例：Foodpanda, Grabfood, KFC デリバリー、マクドナルドデリバリーその他。） （当館注：4月4日付改訂により、ドライブスルー及びテイクアウトも認められています。）	1. 調理された食品、基礎食品、農産物、ガスボンベ及び医薬品の配達のみ許可される。	1. 配達時間は朝8時から夜8時までの間のみ許可される。
購入の管理	1世帯に対し、1人の購入者のみが許可される。			

(4ページ目)

「管理された生鮮食品販売センター」の営業手順①

事項	措置内容	
	営業センター、建物内に設置された市場、マイファーム アウトレット、地域農民機構センター - 全国87か所	選ばれた市場 - 全国10か所 (プルリス, ペナン島, ケダ, サラワク (2), トレンガヌ, スランゴール, サバ及びマラッカ(2))
営業時間	朝8時から夕方4時まで（毎日）	朝8時から昼12時まで（週2回）

営業手順	1. 連邦農業マーケティング機関（FAMA）により調整される。 2. FAMA によって既に定められた場所で営業を行うこと。この場所は、社会的距離を考慮し、活動制限令に基づいたセキュリティ管理を実行するのに適している場所とする。 3. 主要販売品目：野菜類，牛肉，魚介類，卵，果物類，鶏肉，小売店での販売商品，及び農産物。 4. 制御方法： - 十分な広さの駐車場があること。 - 入口で販売者及び訪問者の体温を測定すること。 - 全ての販売者及び訪問者同士は少なくとも1メートルの社会的距離を厳守すること。 - 一度に販売エリアへ入れる訪問者の人数を制限すること。 - 必需品のみを短時間の間に購入すること。 - オンラインでの購入を奨励すること。（www.agrobazaar.com.my / 事前に whatsapp で連絡。） - 各店舗の位置は少なくとも5メートル以上離すこと。 5. 事前注文，産地直送，セルフピックアップ，ドライブスルー及び配達に基づいた実施であること。 6. 毎回，訪問者の数を合理的な人数に制限すること。 7. 入口と出口をそれぞれ1つに決めること。 8. 国家警察，R E L A 及び地方自治体によってセキュリティ管理をすること。
購入の管理	1 世帯に対し，1 人の購入者のみが許可される。

(5ページ目)

「管理された生鮮食品販売センター」の営業手順②

事項	措置内容	
	全国の卸売市場	全国の一般市場
営業時間	朝4時から朝10時まで（毎日）	朝6時から昼12時まで（毎日）
営業手順	1. 社会的距離を考慮し，活動制限令に基づいたセキュリティー管理を実行すること。 2. 主要販売品目：野菜類，牛肉，魚介類，卵，果物類，鶏肉，及び小売店での販売商品。 3. 制御方法： - 十分な広さの駐車場があること。 - 入口で販売者及び訪問者の体温を測定すること。 - 全ての販売者及び訪問者同士は少なくとも1メートルの社会的距離を厳守すること。 - 一度に販売エリアへ入れる訪問者の人数を制限すること。 - 必需品のみを短時間の間に購入すること。 4. 毎回，訪問者の数を合理的な人数に制限すること。 5. 入口と出口をそれぞれ1つ決定すること。 6. 国家警察，R E L A 及び地方自治体によってセキュリティー管理をすること。	
購入の管理	1世帯に対し，1人の購入者のみが許可される。	

(6ページ目)

「管理された生鮮食品販売センター」の営業手順③

事項	購入方法		
	ドライブスルー	ウォークイン	事前予約
実行手順	1. 車両は商売エリアに入る。 2. 予約フォームが使用者へ渡される。 3. 使用者は、記入した予約フォームを担当者へ提出する。 4. 使用者は準備された場所で待機する。 5. 担当者が予約フォームに書かれた商品を（商品棚から）取る際に、使用者へ連絡する。 6. 支払いは商品を受け取る際に続けて行われる。	1. 車両は指定された駐車場へ入る。 2. 訪問者は1メートル以上離れて並ぶ。 3. 訪問者は体温測定を行い、37.5 度を超える場合は進入禁止。 4. 準備された殺菌剤で消毒する。 5. 入域できるのは10分から20分のみ。 6. 訪問者は出る前に再度消毒する。	1. 注文はソーシャルメディアプラットフォームで行われる。 2. 朝8時から夕方4時までの間オーダー可能。 3. 配達は次の日に始まり、以下の方法が取られる： - 産地直送 - セルフピックアップ 4. 支払いはインターネット上または代金引換で行われる。

(7ページ目)

販売者車両、公共交通機関及び自家用車の運行管理手順

事項	措置内容			
	自家用車	公共交通機関	販売者車両	タクシー 及び E-HAILING
運行時間	朝6時から夜10時まで	朝6時から朝10時まで 及び 夕方5時から夜10時まで	夜7時から朝8時まで (奨励 ¹)	朝6時から夜10時まで
運行手順	1つの車両に対して1名、つまり運転手のみが許可される。 - 緊急事態、障害者、妊娠している者、医療サービスを受ける必要のある者については例外となる。 - 規定された時間（朝6時から夜10時まで）以外の時間帯に出勤する個人は、雇用主からの勤務指示命令書を携行すること。	運転者は1名まで、また規定された乗客定員の半分の人数のみが乗車を許可される。	- 食料、生活必需品、農産物、医薬品及び赤ん坊の食べ物のみ許可される。 - トラック/バン/ワゴン/ピックアップ（4輪以下の車両） - 運転手1名のみ。 - 農作物の配達を目的とし、農業食産業省傘下の政府機関によって運行が許可されていること。 - トラック/トレーラ（4輪を超える車両、つまり6輪・8輪・12輪等） - 運転手1名及び補助者1名のみ。 - 国際貿易産業省、国内取引・消費者省、農業食産業省、及び保健省から搭載物の配達許可を受けていること。	7名以下の定員数の車両：運転手1名及び乗客1名のみ。 7名より多い定員数の車両：運転手1名及び乗客2名のみ。
その他	事故発生現場における故障車両へのクイックレスポンス（修理や牽引）は許可される。			

¹ 「制限」ではない点に注意。

(8ページ目)

工場及び製造業の操業管理手順

事項	措置内容
操業許可	1. 10の必要不可欠なサービス部門（当館注：当局からは改訂されていませんが、本文の間2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）は操業が許可される。 2. 高速道路上にある（商用車両のための）ガソリンスタンドを除き、全てのガソリンスタンドの営業時間は、朝8時から夜8時までとする。 3. 活動制限令の第一段階において既に10の必要不可欠なサービス部門（当館注：当局からは改訂されていませんが、本文の間2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）に付与されたすべての承認は、活動制限令第二段階の期間中も引き続き適用することが可能であり、活動制限令の第一段階の元での条件に従うこととする。 4. 上記10の必要不可欠なサービス部門（当館注：当局からは改訂されていませんが、本文の間2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）以外のサービスの操業は許可されず、活動制限令の第一段階で与えられた承認は自動的に失効する。
職場管理	1. 1メートルの社会的距離を守ること。 2. 職場の入り口で体温測定を行うこと。（測定した体温が37.5度以上であった場合、職場への進入は許可されない。） 3. 入口と出口をそれぞれ1つ決めること。 4. 職場内に設置された食堂の営業は許可されない。
従業員管理	工場及び製造業者側は、規定された時間（朝8時から夜8時まで）以外の時間帯に出勤する者のために、車両内のソーシャルディスタンスに配慮した（従業員の）輸送手段を準備すること。
セキュリティ管理及び監視	国際貿易産業省、マレーシア国家警察、RELA、地方自治体は、工場及び製造業者側に対し、調査及び法的手段を取ることが可能。

(9ページ目)

それ以外の管理手順

事項	措置内容		
	レクリエーション 及び社会的活動	福祉	その他サービス
管理手順	1. 私有地であろうと、公共の場であろうと許可されない。	1. 現地 NGO： 社会福祉局及び女性・家族省	1. 建設と修理については、重要な作業を行うために迅速に許可される。さらに、殺虫剤の散布と洗浄も、

	2. 自閉症及び障害者のセラピーやリハビリテーション活動においては、1名の後見人のみに帯同が許可される。朝7時～9時及び夕方5時～6時まで。 3. プライベートセラピストは、出張サービスを行うことが許可される。	によって調整される。 2. 国際N G O 及び大使館：外務省への申請及び国家安全保障会議の許可を得る必要がある。社会福祉局及び女性・家族省が、支援の分配を調整する。	一般人への危害を避けるために許可される。 2. 10の必要不可欠なサービス部門（当館注：当局からは改訂されていませんが、本文の間2及び3の改訂を踏まえると「15」が正しいと思われます。）におけるメンテナンス作業は継続される必要がある。 3. 肥料及び殺虫剤の販売店は、週に2回の営業が許可される。 4. ハードウェア店（金物類、鉄器類）は、週に2回の営業が許可される。 5. 動物の餌（ペットフード含む）、医薬品、その他関連必需品の販売店は、週に2回の営業が許可される。 6. スペアパーツ（農業・産業機械）の販売店は週に2回の営業が許可される。
--	---	---	---